

指定給水装置工事事業者のみなさまへ

指定給水装置工事事業者講習会について（ご案内）

厚生労働省では、指定給水装置工事事業者（以下「指定工事業者」という。）による適正な給水装置工事の確保に資するため、各水道事業体は指定工事業者に対して、必要な情報の提供等を行う講習・研修を定期的を開催するよう努めることとされています。

そのため、当企業団では、兵庫県内の水道事業者と連携して、（公社）日本水道協会兵庫県支部の主催で、標記の講習会を行います。対象は、当企業団の指定工事業者ですが、これから指定を受けようとする事業者も受講可能です。

なお、この講習会は、指定更新制度の導入に伴い、指定更新の申請の際に、当企業団が講習の受講修了状況を確認する講習会となります。

指定工事業者のみなさまには、7月の初旬に（一財）神戸市水道サービス公社から講習の受講案内の封書が届きますので、その案内に従い、お申し込みください。

案内の封書が届かない指定工事業者、又は、これから指定を受けようとする事業者につきましては、同公社にお問合せください。

問合せ先

（一財）神戸市水道サービス公社 担当：初代・川畑
〒654-0026 神戸市須磨区大池町5丁目6番30号
TEL：078-733-5291 FAX：078-739-0702
平日 8時45分～17時30分